



高取町電力・ガス・食料品等価格高騰に対する
低所得者世帯支援給付金

(こども加算 5万円/人 こども人数)のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰給付金(7万円/世帯)、もしくは低所得世帯支援給付(住民税均等割のみ課税世帯 10万円/世帯)の支給対象世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円が支給されます。(平成17年4月2日以降に生まれた児童が対象です)
- この給付金は差押禁止等及び非課税の給付金です。

給付金の支給額

対象児童1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

高取町が確認書(または申請書)を受理した月の翌月末が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる児童 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の方が令和5年1月1日以前からお住まいで、世帯全員の令和5年度「住民税均等割のみ課税」されている世帯

世帯の中に「令和5年1月2日以降に転入」された方が居り、世帯全員の令和5年度「住民税均等割のみ課税」されている世帯

高取町から
確認書が届きます(要返送)
※返送期限は確認書に記載しています

令和5年12月1日時点で高取町に住民登録がある世帯に対して、高取町から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限: 申請書に記載しています。



申請時点で住民登録のある高取町に申請してください。

【申請書配布先】高取町福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税非課税世帯に該当する世帯において扶養される児童

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から高取町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、高取町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 内容を確認して、令和6年8月31日までに高取町に返信してください。
- 【確認事項】



- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯のすべての方が令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

世帯の中に、令和5年1月2日以降に高取町外から転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和6年8月31日までに高取町（福祉課）に、直接または郵送して提出してください。



II 令和5年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）に該当する世帯において扶養される児童

今回の10万円が支給される世帯において扶養される児童が対象となります。

- 基準日（令和5年12月1日）において住民税均等割のみ課税されている世帯において扶養される児童（18歳以下）が対象です。
- 住民税均等割のみ課税に該当する世帯への確認書と対象児童がいる場合のこども加算給付金は、同じ申請用紙を送付します。



電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



***本給付金は差押え禁止及び所得としては非課税扱いになります。**

お問い合わせ

高取町福祉課

電力・ガス・食料品等価格高騰に対する
低所得者世帯支援給付金窓口



0744-52-3334

受付時間（月曜日～金曜日）

平日 8:30～17:15